新見市まちづくり活動助成金運用基準

（目的）

第１条　この運用基準（以下「基準」という。）は、新見市まちづくり活動助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、助成金の効率的な運用・審査を行うにあたり必要となる、新見市まちづくり活動助成金交付要綱（以下「要綱」という。）の解釈や詳細な規定について必要な事項を定めるものとする。

（助成対象事業者）

第２条　要綱第２条第１項第１号から第３号までに規定する助成対象事業者の取り扱いについては、次のとおりとする。

（１）　地区住民の多くが参画する団体とは、大字単位等で構成された各地区の振興会や協議会、地域づくり推進委員会等の地域づくり団体をいう。

（２）　各種事業等を実施する実行委員会等については、その団体が助成金の対象団体となるかどうかの判断について、事業の目的・内容等から総合的に審査し決定する。

２　助成金の申請を行う際には、当該団体の活動状況を示す資料（団体の規約、事業実績・事業計画、予算・決算、会員名簿等の内容がわかる総会資料等）を提出しなければならない。また、該当する既存の資料等がない場合は、同様の資料を別途作成のうえ、提出しなければならない。

（助成対象事業）

第３条　要綱第３条第１項に規定する助成の対象となる事業について、代表的な内容は次のとおりである。

（１）　交流・活性化イベント実施事業

地区間・世代間または市内外の住民との交流を目的として実施する交流会、四季折々の行事や祭り等、地域の特色を活かしたイベント等で賑わい創出につながる事業

（２）　移住促進事業

市外からの移住希望者等を受け入れるための活動（地域住民へのアンケート調査、市外からの移住希望者等の現地案内等）

（３）　生活・自然環境保全事業

地域の公共施設等の清掃、花木植樹・植栽、不法投棄防止対策、リサイクル推進活動、空き缶・空き瓶等収集活動、ホタル等の希少動植物保護のために行う草刈り等の環境整備事業、生態に関する勉強会の開催等を含めた実践的な保護活動

（４）　健康づくり事業

健康チェックや体操、講演会等を実施する健康教室、成人病予防・介護予防のための簡単な運動等の実施を伴う事業

（５）　社会福祉活動事業

地域の小学生等を対象にした通学等における児童・生徒の見守り事業、一人暮らし高齢者等の安否確認、草刈り等の簡易な高齢者支援事業

（６）　地域の歴史・文化の保存継承事業

各地に残された史跡等の環境整備、地域の歴史めぐり、とんど祭り、古くから伝

わる伝統的な祭り

（７）　農業を通した地域振興事業

手植え・手刈りによる米作り等の農作業体験や耕作放棄地等を活用した栽培体験活動等、事業の実施により地区間・世代間を超えた人々の交流等が図られる事業

（８）　教育・生涯学習実践事業

地域住民の多くが参加して行われる教育講演会等の実施や地域で行うパソコン教室等、地域住民の教育意識の高揚、学習意欲の向上につながる事業

（９）　広報活動事業

各団体の活動内容等を紹介した広報紙・情報誌等の作成、地域の情報を地域外へ広く周知するためのパンフレット等の作成やイベント等

（１０）その他地域づくりにつながる事業

その他地域づくりにつながる事業の判定については、個別に内容を審査し、助成の適否を決定する。

２　前項に規定するいずれの事業についても、要綱第３条第２項各号に規定するもののほか、市や関係機関が実施する事業（公民館主催事業等）については、助成の対象としない。

３　コミュニティ施策の一環であることを念頭に、地域づくりを目的とする団体等に対して支出するものであるため、商工業関係、保健衛生関係、福祉関係、学校行事等、本来団体等が実施すべきではないと判断される事業については助成の対象としない。

（助成対象経費）

第４条　要綱第４条別表第１に規定する助成対象経費の具体的な対象限度額については、次のとおりとする。ただし、要綱第３条別表第２に規定する新規事業コースの重点事業及び若者応援事業に係る経費については、この限りではない。

（１）　報償費

各種謝礼及び賞品・参加賞品代については、次の単価により積算した額を上限とし、かつ報償費全体の上限は助成限度額の２分の１以内（千円未満切り捨て）とする。

ア　有識者・アドバイザー等への謝礼

（ア）市内居住者　５，０００円／人

（イ）市外居住者　１５，０００円／人

（ウ）団体　３０，０００円／組

多くの集客が見込め、地域の活性化に大きく繋がると認められる著名人などについては、上記の基準を超えて支払われる経費についても、個別に内容を審査し、助成の適否を決定する。

イ　賞品・参加賞品代　それぞれ１５０円／人

（２）　委託料（事業に直接必要で専門的な技術を必要とする作業等に限る）

委託料全体の上限は、助成限度額の２分の１以内（千円未満切り捨て）とする。

（３）　需用費

ア　茶代

事業の実施に直接必要となる会議や奉仕作業、事業の準備・運営に係る茶代につ

いては、１人当たり１００円以内とする。

イ　イルミネーション代

賑わいを創出するイベント等を実施する場合に限り、助成対象経費として認める。需用費全体の上限は、助成限度額の２分の１以内（千円未満切り捨て）とし、この助成金の交付を受けた年度から３年間は助成の対象としない。また、イルミネーションの設置のみではなく、点灯式等、地域の交流につながる取組を合わせて実施することを助成の条件とする。

（４）　役務費

ボランティア等保険料　　３５０円／人

２　前項第２号に規定する委託料のうち、バス運行委託料については、事業実施に際し必要不可欠と認められる場合に限り、市内運行分のみの経費を助成対象経費として認める。

３　要綱第４条別表第１に規定する需用費のうち、事業の実施に直接必要となる食料費については、事業を実施する目的などを踏まえ、当該経費の内容を個別に審査し、助成の適否を決定する。

４　前３項に規定するもの以外の経費については、実費相当額を対象とする。ただし、社会通念上明らかに過分な支出と認められる経費については助成対象外とする。

５　事業の実施に際し、参加者から傷害保険料や使用料等の実費相当額を徴収する負担金など、事業の実施に直接関わる収入がある場合は、当該収入金額を事業費と相殺し、発生した差額分の経費を助成対象として認める。

（助成対象外経費）

第５条　要綱第４条第１項第６号に規定するその他市長が社会通念上適切でないと認める具体的経費については、次のとおりとする。ただし、要綱第３条別表第２に掲げる新規事業コースの重点事業及び若者応援事業については、この限りではない。

（１）　団体の事務費

同助成事業の助成対象期間外にも、団体の活動に継続的に使用される消耗品等の経費

（２）　事業の実施に直接必要でない飲食料費

イベントや祭り等での参加者、来賓、講師などへ提供する飲食料費（食材料費を含む）

（３）　飲食料提供に要する経費

イベントや祭り等で飲食料を提供する場合に必要となる消耗品費（紙皿、紙コップ、箸等）や使用料及び賃借料（ガス及び加熱用器具借上料など）等の経費

（４）　その他

神社等が主体となって主催する祭り等、また各種事業における祈祷料、祭壇、お供え等の経費（ただし、催し物謝礼、講話謝礼等は可）

（助成金交付申請期間）

第６条　要綱第７条第３項に規定する交付申請の受付期間内においては、当該年度の予算の範囲内で助成金の交付が可能な限り、随時、申請を受け付ける。ただし、１団体につき、本事業への申請は、年度を通して１回までとする。

２　助成金交付申請書を提出した事業について、助成金交付決定前までに助成事業者が実施する事業が一部完了、もしくは事業の実施に関し、一部執行済みとなる経費があるものについても、申請を受け付けるものとする。

（事業中止の際の取扱）

第７条　台風、地震、大雪等の自然災害及びその他市長が中止をすることが適当と判断した助成事業について、既に実施した部分については、規則第９条第１項の規定に基づき、助成対象経費として審査を行うものとする。

（申請等の手続及び事務処理）

第８条　申請等の手続及び事務処理は、政策推進課で行う。

附　則

この基準は、令和８年１１月１日から施行する。ただし、要綱第３条別表第２に掲げる一般事業コース、新規事業コースのチャレンジ事業及び若者応援事業に関する規定は、令和９年４月１日から施行する。